

「この本、よかった！」(123)

『三びきのくま』

文 中脇 初枝

絵 林 一哉、門野 真理子

(ポプラ社)



皆さんにもおすすめしたい「くまどく本」、今回は、淳教幼稚園からです。

戸山 姫奈 (そら組)

三びきのくまがさんぽにでているとき女の子が家をのぞいているのが面白い。小さいくまのいすが壊されて一緒に悲しい気持ちになった。

戸山 千春 (母)

子どもに初めて買った本で今でもお気に入りです。大中小のくまになりきっていつも楽しく読んでいます。繰り返し言葉がでてくるので字が読めない子でもリズムで楽しめると思います。

(教育総務課社会教育グループ)

ICT活用の実際

熊野第一小学校

第一小では、教育活動全般を通して、ICTを積極的に取り入れています。児童一人に一台貸し出されているタブレット端末を単独で使うだけでなく、ネットワークを援用してさまざまな情報や自らの考えについて発信や共有することも含め、幅広く活用しています。これまで、校内でキーフレーズとして掲げてきた「タブレット端末を文房具の一つとして使えるように」は、ほぼ達成段階にあります。日々の授業だけでなく、学校行事やPTA関連行事、委員会活動・クラブ活動でも、子どもたち・保護者のみなさん・教職員がそれぞれの場に応じて、効果的にタブレット端末を活用する姿が見られます。

これまで本校で取り組んできた教育実践を学びの船帆としながら、ICTを新たな学びのオールとして、子どもたちがこれからの時代に自信をもって漕ぎ出すことができるように個々の成長をしっかりと見取り、サポートできる学校教育活動にこれからも邁進していきたいと考えています。



▲VRを活用した防災教育 (教育総務課)

コミュニティ・スクールの取組み

熊野第三小学校

第三小では、コミュニティ・スクールの取組の拡充を今年度の重点目標に設定しています。5月には、児童・保護者・地域・学校の4者代表者会議を開き、みんなの願いを込めて、CSルームの名称を「くまSUN和く・湧くファミリールーム」に決定しました。

毎月1週間この部屋を開放しています。地域の人や保護者のみなさん、違う学年の児童や先生たちと休憩時間に昔遊びを楽しんだり、ロング昼休憩と一緒に運動したりしています。子どもたちも来校してくださるみなさんも笑顔で過ごせる素敵な時間になっています。

今後も、以下のとおり「くまSUN和く・湧くファミリールーム」開放週間を予定しています。地域のみなさん、保護者のみなさん、どうぞ第三小へお越しください。楽しい時間を一緒に過ごしましょう。

◎今後の「くまSUN和く・湧くファミリールーム」開放週間 (9:00~16:00)

11月6日(月)~10日(金)	12月4日(月)~8日(金)
令和6年1月15日(月)~19日(金)	令和6年2月5日(月)~9日(金)
令和6年3月4日(月)~8日(金)	



◀交流の様子 (教育総務課)

第91回全国書画展覧会の作品を展示します

今年で91回を迎える全国書画展覧会は、全国の小中学校・塾・海外の日本人学校から、書画作品約10万9千点の応募がありました。その中の優秀作品(特別賞・筆都大賞)約1,000点を町民会館に展示し、4年ぶりに特別賞受賞者の表彰を行います。

町内の子どもたちの書作品は全員展示しますので、ぜひご覧ください。

【展示】
時11月18日(土)
~20日(月)
所町民会館



【表彰式】
時11月19日(日) 10:00~11:30
所町民会館ふでりんホール

問全国書画展覧会事務局 ☎854-5555
(教育総務課社会教育グループ)

「第47回体育祭」

熊野高等学校

この地に (330)

筆都が育る

9月30日(土)熊高グラウンドにて体育祭を開催しました。好天に恵まれ、家族限定でしたが約500人の観客・来賓のみなさんが見守る中、生徒は練習の成果を十二分に発揮することができました。

熊高の体育祭は学年対抗で得点を競います。今年度はより団結して競技に挑むよう「体育祭ウィーク」を設け、長縄跳びやムカデ競争などの団体種目の練習時間を確保しました。その甲斐あって競技レベルは格段に向上し白熱した展開となりました。また1年生女子は伝統の「筆踊り」、2年生はダンス、3年生のフォークダンスと、集団演技にも取り組みました。中でも1年生男子による「集団行動」は、日々練習を積み重ね、本番では一糸乱れぬ動作と発声を披露し、「頑張ることは何とカッコいいことなのだ」と見る人を感動させてくれました。また部活動対抗リレーや、保護者参加の綱引きなどでも会場が一体となって盛り上がりました。得点はシーソーゲームとなりましたが最終種目の学年対抗リレーを制した3年生が優勝しました。



▲体育祭の様子
問熊野高等学校 ☎854-4155

人権とわたし

女性の人権

性別にかかわらず、能力を十分に発揮できるような環境整備が進められていますが、さまざまな面で男女間の格差が存在し、また、性被害やパートナーからの暴力、職場などにおけるセクシュアルハラスメントなど、人権を侵害する事案も発生しています。

誰もが互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができる社会づくりが必要です。

○男女共同参画の推進

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった、男女の役割の固定概念にとらわれず、お互いに協力することが必要です。また、暴力行為や性的な言動による精神的苦痛を与える行為などにより、個人の尊厳や人権を損なうことのないようにしなければなりません。

○女性の職場での活躍と男性の家事・育児などへの参画

女性が個性と能力を十分に発揮し、誰もがさまざまなライフイベントと両立しながら安心して働き続けることができ、男性も主体的に家事や育児などに参画することができる職場環境の整備が重要です。

★11月12日~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

秘密は厳守します。1人で悩まず、相談してください。また、身近に悩んでいる人がいる場合、相談機関の連絡先を教えてください。
[性被害ワンストップセンターひろしま]

☎298-7878
電話での相談は、24時間365日受付しています。

(生活環境課)